

東京都における財務諸表の活用に関する研究会設置要綱

17 財主財第 154 号
平成 18 年 3 月 31 日
財 務 局 長 決 定
改正 28 財主財第 114 号
平成 28 年 10 月 4 日

(設 置)

第 1 平成 18 年度より東京都では一般会計、特別会計への複式簿記・発生主義会計を導入し、決算時に財務諸表が作成される。これを受け、作成された財務諸表をさらなる都政改革のツールとして活用する具体的方策を検討するために、「東京都における財務諸表の活用に関する研究会」を設置する。

(検討内容)

第 2 研究会は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を財務局長に報告する。
(1) 財務諸表の活用について
(2) その他公会計制度に関することについて

(組 織)

第 3 研究会は別紙に掲げる委員をもって構成する。
2 研究会には座長を置き、委員の互選により定める。
3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(任 期)

第 4 委員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(会 議)

第 5 研究会の会議は座長が招集し、これを主宰する。
2 座長は、第 3 に掲げる者のほか、必要があると認めるときは、委員以外の者に研究会への出席を求めることができる。

(作業部会)

第 6 研究会は、必要に応じ、作業部会を設けることができる。
2 作業部会は、座長が定める事項について調査・検討する。
3 作業部会は、座長が指名する委員が参加し、助言を行うものとする。
4 作業部会の運営について必要な事項は、座長が別に定める。

(会議等の公開)

第7 会議並びに会議録及び会議に係る資料は、個人情報等の保護等特に非公開とする必要がある場合を除き、全て公開する。

(庶務)

第8 研究会の庶務は、財務局主計部財政課において処理する。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し、必要な事項は財務局長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成18年4月1日より施行する。

附 則 この要綱は、平成28年10月4日より施行する。